

自動販売機設置【食品（パン類）】に係る仕様書(入札物件番号1)

1 機器の条件

- (1) 設置箇所貸付物件が環境に配慮すべき地方公共団体の施設内であることを踏まえ、以下の各基準をみたし、環境負荷を低減した自動販売機を設置すること。
 - ア ノンフロン対応の機器であること。
 - イ 真空断熱材が採用されていること。
 - ウ 人感センサーなどで、照明の消費電力量を少なくできるものであること。
- (2) 施設の運用を妨げるような過大な音や音声を発しないこと。
- (3) 千円紙幣が使用できること。
- (4) その他の付加機能については、入札物件一覧表のとおりとする。

2 販売条件

販売条件等については、入札物件一覧表のとおりとする。

- (1) 販売品目
原則として食品等を販売するものとし、酒類及びたばこは販売しないこと。
また、具体的な販売品目は、落札後に当該施設長と協議の上、その指示に従うこと。
- (2) 販売価格
ア 販売価格は、希望小売価格から1～2割値引きした価格とする。
イ 販売価格に偏りが出ないように、また、既設の自販機との均衡について、当該施設長と協議の上、その指示に従うこと。

3 安全対策に係る条件

- (1) 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認した上で安全に設置すること。据え付ける場合は、日本工業規格（JIS）の据付基準又は（社）日本自動販売機工業会作成の自動販売機据付基準マニュアルを遵守し、転倒防止措置を講じること。
- (2) 衛生管理、食品表示及び感染症対策等の関係法令を遵守するとともに、徹底を図ること。また、商品販売に必要な営業許可を受け、遅滞なく当該施設長にその許可証を明示すること。
- (3) 防犯
偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に努めること。また、屋内設置であっても「自動機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めること。
屋外に設置する場合は、上記に加え、防犯対策について当該施設長と協議の上、必要な措置を講ずること。

4 自動販売機の設置及び管理運営

- (1) 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理を適切に行うこと。
- (2) 商品補充等の作業は、当該施設の執務時間内に行うこと。具体的には、当該施設長と協議の上、その指示に従うこと。
- (3) 賞味期限の切れた商品を販売することのないように注意すること。
- (4) 自動販売機の故障、問い合わせ並びに苦情については、設置者の責任において対応し、連絡先を自動販売機の見やすい位置に明示すること。
- (5) 自動販売機に併設して、必要十分な容器回収ボックスを設置し、設置者の責

任でリサイクル、周辺の清掃を行うこと。

- (6) 空き容器の回収は、回収ボックスが満杯になる前に行うことを基本とし、具体的には、当該施設長と協議の上、その指示に従うこと。
- (7) 自動販売機設置に伴う事故については、神奈川県に帰する事由による場合を除き、設置者がその責を負うこと。
- (8) 商品等の盗難及び破損について、神奈川県に帰することが明らかな場合を除き、神奈川県はその責を負わない。
- (9) 設置者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧すること。
- (10) 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置者が負担すること。
- (11) 設置者は、落札した貸付料とは別途に、光熱水費等を負担すること。この場合、設置者は子メーター等を自らの負担により設置すること。なお、子メーターについては、計量法が定める検定証印又は基準適合証印が付され、有効期間を経過していないこと。
- (12) 自動販売機の設置管理、故障時の対応、商品の補充及び売上代金の回収等を他社に行わせようとする場合は、自動販売機の管理関係等に関する届出書を神奈川県に提出すること。
- (13) 貸付期間終了までに、自動販売機及び子メーター等設置場所について原状回復し、当該施設長の確認を受けること。

5 売上状況等の報告

- (1) 本件賃貸借に係る自動販売機の売上状況について、毎年4月に前年度の各月の売上数量及び売上金額を当該施設長あてに報告すること。
- (2) 回収空容器の月ごとの発生量(kg)を上半期分は10月に下半期分は4月に当該施設長あてに報告すること。
- (3) 当該施設長から求めがあった場合は、年度途中であっても各月の売上数量及び売上金額並びに回収空容器の月ごとの発生量(kg)を報告すること。

6 その他

- (1) 自動販売機設置前に、設置しようとする機器(回収ボックスを含む。)のカタログ及び配置図を提出すること。
- (2) 自動販売機の設置に当たっては、当該施設が教育施設であることから、授業等に支障のないよう充分配慮すること。
- (3) 契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状回復して当該施設長の確認を受けなければならない。
- (4) 設置者は、自動販売機の設置及び商品の補充時等、自動車を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 設置場所施設に係る工事や設備点検等、当該施設長の都合により、移設や一定期間自動販売機の利用が制限される場合がある。
- (6) この仕様書及び契約書に定める事項の他に協議すべき事項が生じた場合には、その都度設置者と神奈川県とで協議の上、定めるものとする。